

教育委員会定例会次第

日時：令和4年10月27日（木）午前10時00分

会場：富士川町教育文化会館 3階会議室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議事録署名委員の指名

4 教育長の報告

5 議 題

議案第20号 令和4年度富士川町一般会計補正予算（第10号）について

議案第21号 富士川町学校給食費減免事業実施要綱の制定について

議案第22号 富士川町町立以外の義務教育諸学校に通学する児童生徒学校給食費等補助金交付要綱の制定について

6 協議事項

7 報告事項

（1）新たな中学校の方針について

（2）学校ウエディングについて

令和4年11月9日（水）午後1時30分から 鯉沢中学校体育館

（3）令和5年二十歳の誓いについて

（4）富士川町立図書館システム業務プロポーザル審査結果報告について

8 その他

9 今後の日程について

10 閉 会

1、町内小学校運動会について

町内小学校の運動会は、増穂小と鯉沢小が10月1日に、増穂南小が10月9日に晴天にも恵まれ、予定どおり実施されました。

各学校とも新型コロナの感染対策をする中で、増穂小では、低・中・高と保護者の入れ替えを行いながら観覧。鯉沢小・増穂南小では、今年は保護者の規制を取りませんでした。3校共に、昼食をとらない形で午前中のみの実施としました。

それぞれテーマとスローガンを決め、準備や練習に一生懸命取り組み、コロナ禍での練習とは思えない立派な演技を披露すると共に、競争競技に全学年が取り組むなど、これまでの練習の成果を遺憾なく発揮し、会場からは大きな拍手が送られていました。

今後、小学校では、「鯉沢小が10月19～21日に宿泊を富士河口湖町、と北杜市に変更。鎌倉・富士急ハイランド・松本城の見学」。「増穂小・南小学校連合旅団は、11月9～11日に宿泊地は、江ノ島とディズニーランドホテルで、鎌倉・国会上野・ディズニーランドの見学」と感染対策をしながらの旅行実施を控えております。授業の平常化のため、感染対策レベルを「1」に変更しましたが、これまで同様、感染防止対策に一層の留意をしています。

2、管理主事の学校・地教委の訪問について

本年度第2回目の管理主事訪問は、9月16日に鯉沢小、20日鯉沢中、21日増穂中、27日増穂南小、そして10月18日に増穂小で実施され、各学校の状況把握と年度末人事に係る個人面接が行われました。地教委には、26日に管内5校の管理職、教職員の面接結果の報告と意見交換を行います。

来年度の人事配置においては、特に、令和7年度の中学校統合、新中学校開設を見据えこの2年間の両中学校、そして各小学校の教職員の構成について、具体的に要望していきたいと考えております。

3、文化功労者表彰について

毎年、本町の芸術・文化振興の功績が顕著な方1名のみに授与される「文化功労者表彰」には、本年度は、「みぎわ短歌会富士川支部長」並びに「富士川町文化協会理事」として長年にわたりご尽力賜りました、秋山美弥子様が受賞されました。

また、県内外における各種大会で特に有数な成績を収めた方2名に贈られる『文化功労特別表彰』は、「山梨県書道協会展」において、最高賞の「特別賞」を受賞した笠井勇輔氏。そして「関東地区高校文化連盟将棋大会」にて3位入賞を果たした海野雪乃さんが受賞されました。

毎年、富士川町文化祭にて表彰式を執り行っておりましたが、今年も、新型コロナウイルス感染症への対応により、文化祭が中止となってしまったため、本庁舎1階の会議室にて、町議会議長・区長会長にご臨席いただき、望月町長が3人の受賞者に直接授与いたしました。

4、富士川町歴史文化館について

第1回 富士川町歴史文化館検討委員会は、10月13日に開催され、2月の開館を目指して、具体的な検討に入らせていただきました。

今回10名の委員を委嘱致しましたが、互選により委員長には、元教員の石坂正継氏、副委員長には、百合子会の中込文江氏が選任されました。委員は、文化財審議委員の河西文雄氏、教頭会の高野真一先生、元教員の渡辺節子氏、元人物館検討委の江宮隆之氏と堀口広秋氏、元資料館検討委の深澤順美氏の8名、さらに県立博物館の担当者とこれから募集するボランティアの代表者が今後加わります。

協議の中では、要綱の検討や常設展や各種企画展の具体的な内容、これからの運営方法あり方等について、熱のこもった協議が交わされました。

2月のグランドオープンには、本町の歴史文化館誕生にふさわしい記念講演も予定され、富士川町の新たな歴史の第一歩が踏み出されようとしています。

5、スポーツフェスティバル2022について

本年度も中止となってしまった「富士川町体育祭」にかわって、町民の健康増進、運動能力維持・向上を目指して、10月16日（日）、いきいきスポーツ公園をメイン会場に、『スポーツフェスティバル2022』が本年初めて開催されました。

午前の部は、輪投げや囲碁ボール、モルックやラダーゲッター、ディスクゲッター等、新しい軽スポーツ競技の紹介と親子体験。もう一つは、町内の文化財を見学しながら、8.5kmを踏破する「富士川町文化財めぐり健康ウォーキング」を行いました。

午後には、「らん・ラン・RUN～走りの基本を身につけて生涯スポーツに～」を合言葉に、「町魅力発信アンバサダー」の佐野夢加さんやスポーツ協会陸上部の皆さんの指導により、約100人の参加者が、「かっこいい走り方」を学びました。

初めての試みでしたが、午前・午後合わせて、参加者・参観者合わせて、200名以上が、秋晴れの下、笑顔と歓声に包まれた楽しいひと時を過ごしました。大成功でした。

4、各種大会・表彰について

○学校の大会成績等は別紙のとおり

各種表彰関係報告

鯉沢小学校

月日	大会名	成績	学年	氏名
10月23日	第75回山梨県児童生徒理科自由研究発表会 個人部門	優秀賞	5年	島田花菜

各種表彰関係報告

増穂中学校

月日	大会名	部活名	種目	成績	氏名	学年
2022/10/1	第24回楡形カーニバル	陸上	共通男子110mH	第3位	深澤雅矢	3年
			共通男子円盤投	第3位	川住柚樹	2年
			共通女子ジャバリックスロー	第3位	深沢知那	3年
			1年女子100m	第3位	深沢怜華	1年
2022/10/6・8	峡南地区新人大会	ソフトテニス	男子団体	第1位	増穂中学校	
			男子個人	第1位	井上道成、津金飛吹	2・1年
				第2位	井上 颯、田中脩斗	1年
			女子団体	第1位	増穂中学校	
			女子個人	第1位	内池 憧、平井楓香	2年
				第2位	前橋凜佳、深沢来実	2・1年
		卓球	女子個人	第3位	松島小姫	2年
		弓道	男子団体	第1位	増穂中学校Cチーム (飯久保亨・井上誠貴・森田士道)	
			男子個人	第1位	飯久保亨	2年
				第2位	金子朋幹	1年
				第3位	大森彩冬	1年
			女子団体	第1位	増穂中学校Bチーム (井上若葉・望月梨杏・小池杏奈・有野奈々)	
			女子個人	第1位	中込彩巴	2年
				第2位	望月梨杏	2年
				第3位	小池杏奈	2年
		バドミントン	男子団体	第2位	増穂中学校	
			2年男子ダブルス	第2位	杉田遼哉、井上肇人	2年
			1年男子シングルス	第1位	井上陽斗	1年
				第3位	川村奏介	1年
			女子団体	第2位	増穂中学校	
		バスケットボール	男子の部	第2位	増穂中学校	
			女子の部	第1位	増穂中学校	
		剣道	男子個人	第3位	秋山直輝	2年
2022/10/15	第35回山梨県中学校新人陸上競技大会	陸上	共通男子円盤投	第1位	川住柚樹	2年
2022/10/16			共通男子砲丸投	第2位	川住柚樹	2年
2022/10/15			1年女子200m	第3位	深沢怜華	1年
2022/10/15			1年女子砲丸投	第3位	川住穂乃佳	1年
2022/10/19	峡南地区英語暗唱大会			優秀賞	名取誠彦	3年
				優秀賞	日野原心美	3年
				優秀賞	中澤麻友	2年
				優秀賞	小野莉世	2年

月 日	時 間	場 所	内 容
9月27日	9:30	増穂南小学校	第2回管理主事訪問(面接)
"	10:00	本庁議場	町議会閉会
30日	8:30	町民会館	町立図書館プロポーザル審査委員会
10月1日		増穂小・鰺沢小	秋季大運動会
3日	15:00	教育文化会館	総合教育会議
5日	9:30	教育文化会館	町内校長会
9日		増穂南小学校	秋季大運動会
13日	14:00	教育文化会館	富士川町歴史文化館運営検討委員会
"	19:00	町民会館	中学校統合に関する対話集会(1日目)
14日	10:00	峡南教育事務所	管理職推薦に係る説明会
"	14:00	教育文化会館	臨時校長会
"	19:00	町民会館	中学校統合に関する対話集会(2日目)
16日	8:00	ふれあいスポーツ公園	スポーツフェスティバル・文化財巡り健康ウォーキング
"	13:30	"	走り方教室(佐野夢加さん指導)
18日		増穂小学校	第2回管理主事訪問(面接)
"		(中止)	山梨県市町村教育委員会連合会秋季研修会
19~21日		鎌倉・富士急・松本城	鰺沢小学校修学旅行
22日	13:00	町民会館	就学時健康診断
26日	13:30	教育文化会館	第2回管理主事訪問(地教委)
27日	10:00	教育文化会館	定例教育委員会
"	16:00	鰺沢小学校	鰺沢小学校保健委員会

議案第20号

令和4年度 富士川町一般会計補正予算要求（第10号、10月臨時議会提出）

教育総務課

（歳入）

13 款）分担金及び負担金	1 項）負担金	2 目）教育費負担金	
1 節）学校給食費負担金			△8,000 千円
15 款）国庫支出金	2 項）国庫補助金	5 目）総務費国庫補助金	
3 節）地方創生臨時交付金			
		（給食センター分）	8,200 千円
		（教育総務課分）	491 千円

（歳出）

10 款）教育費	1 項）教育総務費	2 目）学校費	
1 1 節）役務費	1 細節）通信運搬費		11 千円
	学校給食費補助金（区域外就学者分）申請書等郵送料		84 円×3 回×40 人
1 8 節）負担金、補助及び交付金	2 細節）補助金		480 千円
	学校給食費補助金（区域外就学者分）		
	小学生 275 円×40 食×15 人＝165,000 円		
	中学生 315 円×40 食×25 人＝315,000 円		
10 款）教育費	6 項）学校給食費	1 目）給食センター費	
1 2 節）委託料	1 細節）委託料		200 千円
	学校給食費管理システム改修業務委託		

富士川町学校給食費減免事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症が町民に経済的影響をもたらしていることに鑑み、富士川町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者及び保護者に準じる者として教育委員会が認める者をいう。以下同じ。)の経済的負担の軽減を図るため、当該児童生徒に係る学校給食費(学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第1項に規定する学校給食費をいう。以下同じ。)を減免する事業(以下「給食費減免事業」という。)を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 給食費減免事業の対象は、令和4年11月及び12月(以下「対象月」という。)に富士川町立小中学校に在籍する児童生徒に提供された学校給食とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象とならない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条第3号に規定する教育扶助の支給を受けているとき。
- (2) 富士川町就学援助費支給要綱(平成22年教育委員会告示第1号)第3条第2号に規定する学校給食費の支給を受けているとき。
- (3) 他市町村の制度により、学校給食費の補助又は免除を受けているとき。

(減免の額)

第3条 この告示による学校給食費の減免の額は、対象月において富士川町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者が負担する学校給食費のうち、富士川町学校給食費補助金交付要綱(平成27年富士川町教育委員会告示第4号)の規定による補助金の対象とならない費用の全額とする。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年11月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。

富士川町町立以外の義務教育諸学校に通学する児童生徒学校給食費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症が町民に経済的影響をもたらしていることに鑑み、富士川町立以外の義務教育諸学校に通学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、当該保護者に対して児童生徒の学校給食等に要する費用について予算の範囲内で補助金を交付することに関し、富士川町補助金等交付規則(平成22年富士川町告示第39号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)

第16条に規定する保護者及び保護者に準ずる者として教育委員会が認める者をいう。

(2) 町在住 町の住民基本台帳に登録され、町内に居住していることをいう。

(3) 学校給食費等 学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第1項に規定する学校給食費又は学校給食の代わりに用意する昼食に要する費用をいう。

(4) 義務教育諸学校 法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、富士川町立以外の義務教育諸学校に通学する町在住の児童生徒の保護者のうち、次に掲げる保護者をいう。

(1) 学校給食がないため昼食を持参する児童生徒の保護者

(2) 学校給食費を負担する保護者

(補助金の対象月及び額)

第4条 補助金の額は、令和4年11月及び12月(以下「対象月」という。)に保護者が負担すべき学校給食費等の額を対象とし、次の各号に掲げる保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、保護者が国若しくは町又はその他地方公共団体から学校給食費等の全

部又は一部について扶助、補助又は援助を受けた場合には、当該扶助等の金額を差し引いた額とする。

(1) 前条第1号に規定する保護者 対象月に保護者が昼食を用意した回数に、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部(以下「小学校等」という。)の児童の場合は275円、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部(以下「中学校等」という。)の生徒の場合は、315円を乗じて得た額とする。

(2) 前条第2号に規定する保護者 対象月に食した学校給食の回数に、学校給食費の1食当たりの金額を乗じて得た額とする。ただし、1食当たりの金額の上限は、小学校等の児童の場合は275円、中学校等の場合は315円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者は、富士川町町立以外の義務教育諸学校に通学する児童生徒学校給食費等補助金交付申請(請求)書(様式第1号)に、児童生徒が通学する学校の校長の喫食証明を受け、令和5年2月28日までに教育委員会に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請(請求書)の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、富士川町町立以外の義務教育諸学校に通学する児童生徒学校給食費等補助金交付決定却下通知書(様式第2号)により申請した保護者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第7条 教育委員会は、保護者が偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年11月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

富士川町教育委員会教育長

申請者(保護者)

住所

氏名

電話番号

富士川町町立以外の義務教育諸学校に通学する児童生徒学校給食
費等補助金交付申請(請求)書

富士川町町立以外の義務教育諸学校に通学する児童生徒学校給食費等補助金の交付を受けたいので、富士川町町立以外の義務教育諸学校に通学する児童生徒学校給食費等補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請(請求)します。

- 1 交付申請(請求)額 _____ 円
(下記内訳の実費分(C)の金額に同じ。)

- 2 児童・生徒名 _____

- 3 内訳 1食の上限は、小学校等児童 275 円、中学校等生徒 315 円

期間	令和4年11月 日から 令和4年12月 日まで		
期間中の支払額(A)	1食	円 × 回 =	円
扶助、補助又は援助の額(B)	円	実費分(C) (A-B)	円

裏面に補助金振込口座情報の記入欄がありますので必ずご確認ください。

下の欄は学校が証明するので、保護者は記入しないでください。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学校 校長



4 補助金振込口座 口座名義人は、保護者(申請者)と同一であること。

※ 振込を希望される口座を記入してください。

※ 口座名義人は、保護者(申請者)と同一の者としてください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込受取口座「店名(〇八八店など)・預金種目・口座番号」を記入してください。

銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合			本店 支店 出張所						
			※ゆうちょ銀行の場合は「〇八八」など店名を記入してください。						
			店名						
預金種目 どちらかに○印	1 普通	口座番号 右詰でご記入ください。							
	2 当座								
(フリガナ)									
口座名義人									
※ 口座情報がわかる通帳、キャッシュカードの写し等を以下に添付してください。									

様式第 2 号(第 6 条関係)

第 年 月 日 号

様

富士川町教育委員会教育長



富士川町町立以外の義務教育諸学校に通学する児童生徒学校
給食費等補助金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった富士川町町立以外の義務教育諸学校に通学する児童生徒学校給食費等補助金については、富士川町町立以外の義務教育諸学校に通学する児童生徒学校給食費等補助金交付要綱第 6 条の規定により次のとおり決定(却下)したので通知します。

- 1 児童・生徒名
- 2 交付決定額
- 3 備考
(却下理由)

注) 保護者が偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

新たな中学校の方針について

1 アンケート結果

① 児童生徒

Q 1. 中学校が1つになる時期は、いつごろがいいと思いますか

- A 1. わからない 37. 3 %
 少し時間をおいて統合したほうがいい 37. 2 %
 なるべく早く統合したほうがいい 25. 5 %

Q 2. 新しい学校の場所は、どこがいいと思いますか

- A 2. いまの増穂中学校がある場所 42. 6 %
 わからない 32. 3 %
 増穂商業高校があった場所 25. 1 %

Q 3. 新しい中学校は、どんなものがいいと思いますか

- A 3. 今ある校舎を直してきれいにして使ったほうがいい . . 43. 1 %
 新しい校舎がいい 42. 0 %
 わからない 14. 9 %

② 保護者・教職員

Q. 新たな中学校はどのような形での設置がよいとおもいますか

A 1. 時期別

- 新しい校舎を建築し、完成した時点で統合する 80. 3 %
 なるべく早く統合し、その後新たな校舎を建築する . . 19. 7 %

A 2. 位置別

- 増穂商業高校の跡地 53. 4 %
 増穂中学校の敷地 46. 6 %

2 対話集会

① 主な質問

Q 1. 前回の対話集会ではすぐにでも統合したいということだったが、教育委員会としてなぜ方針が変わったのか

A 1. 教育委員会としてはなるべく早い時期の統合という方針に変わりはない

統合までに、時間をかけて検討項目の調整や学校間の交流を行う必要があるため、令和7年4月の開校とした

Q 2. 人口は減少し、規模は小さくなっていくが、その時に校舎の空き教室はどうするのか

A 2. 基本設計の際に、生徒数の減少や少人数学級も検討材料にしながら、内容の検討を進めていきたい

Q 3. 増穂中学校敷地になった場合、校舎建設中のグラウンドの活用方法は考えているのか

A 3. 基本設計の際に、方策、位置、生徒への影響など検討しながら進めていきたい

Q 4. 新校舎建設は決定事項なのか

A 4. 新しい校舎で教育を受けてもらいたいという思いから、新築ということを決めた

Q 5. 新築の校舎はどのくらいもつイメージでいるのか

A 5. 50年くらいを考えて新築の判断をしたが、メンテナンスをして長く持たせたい

Q 6. 現在、増穂商業高校の跡地の所有者は誰なのか

A 6. 山梨県の所有である

Q 7. 増穂商業高校は避難所になっていると思うが、戸川が氾濫した場合はどうするのか

A 7. グラウンドの一部が若干浸食区域となっているが、氾濫する区域としての指定にはなっていないと記憶している

Q 8. 増穂商業高校と増穂中学校の面積はどれくらいか

A 8. グラウンドで示させていただくと、増穂商業高校はおよそ1万9千㎡、増穂中学校はおよそ1万3千㎡である

Q 9. 今後、新中学校の教育内容について、対話集会などを開いてくれるのか

A 9. 検討委員会という組織の中で、保護者の代表の方、区の代表の方、教職員に意見をいただく予定である

Q 10. 現在、学校に馴染めないなどの理由で、不登校の子が多くなってきているが、不登校の子どもにもアンケートをとったのか

A 10. アンケートを実施した時に登校できなかった児童生徒からは、回答はもらっていない

Q 11. 新中学校の設置にあたり、今後はどのようなプロセスで進めていくのか

A 11. 方針が決まったら、中学校開校検討委員会とその下部の調査検討部会の活動を再開する

調査検討部会で意見を吸い上げながら案を作成し、その上の検討委員会へ諮っていくという形で進めていく

Q 12. 増穂商業高校と増穂中学校では、どれくらい差がでるのか

A 12. 校舎については、どちらに建設しても金額は変わらない

増穂商業高校の場合、用地取得費、体育館建設費が加わる

増穂中学校になった場合は、校舎の解体費が加わる

どちらの場所でも、外構工事やグラウンド整備費が加わる

増穂商業高校の方が多額の費用を要する

Q 12. 新校舎が完成してからの統合ではだめなのか

A 12. 新校舎完成して統合するのは、年度末や年度初めの各種行事、人事異動、引越しが重なるため、負担が大きい

どちらかの学校で開校した後に新校舎に移転する形が負担が少ないと考えている

② 主な意見

- ・ 増穂商業高校跡地になると通学距離が長くなる生徒が多くなるので、増穂中学校がいいと思う
- ・ 保育園、小学校、中学校を総合的に考えたほうが良い
大きい敷地があれば3つを1箇所に集中させることができる
- ・ 増穂商業高校になるのであれば、自転車通学は必然だと思う
南アルプス市等の懐の広い市町村でも、自転車通学をしている
- ・ 設置場所については、町全体で慎重に議論を尽くしていくべき
- ・ 人口の中心軸の推移を見るべき
そうしないと100年の計を見誤る気がする
- ・ 人の数だけ意見があるが、前の経過から増穂商業高校に引っ張られている気がする
- ・ 自転車通学は危険が多いと思うので反対である
- ・ 町の中点、空き地利用、既存施設の活用などを考えると増穂商業高校がいいと思う
- ・ 自転車通学については、全生徒・全区域で認めるべき
高校で自転車通学になるのであれば、中学の時点から、安全について考慮しながら、交通についての教育を進めていくべき
- ・ 増穂商業高校ほどの広い敷地はいらない
- ・ 統合に直接関係してくる小学校低学年や保育園の保護者をアンケートの対象にすべき
- ・ 新築ということであれば、今通学をしている生徒のことも考えると、教育活動に支障がない増穂商業高校がいいと思う
- ・ 自転車通学を可能にしてもらいたい
自転車通学は危険という意見があるが、自転車のルールなど子どもたちに町全体で教えていくことが必要
また、バスの運行区間も拡大してもらいたい
- ・ この町の将来を考えて、住民が増えていくイメージを持って新校舎の建設をしてほしい

- ・設置場所については、中学校のことだけでなく、小学校のこと、町民体育館のことなど、世代を超えて交流できるような場としても使えるようにしてもらいたい
- ・新校舎建設も素晴らしいが、将来の負担を考えると、増穂中学校を改修することがいいと思う
- ・町の中心に近く、鰍沢地区の負担も少ないため、増穂商業高校がいいと思っていたが、総合的に考えると一長一短である
- ・最終的には町の決定に従う
- ・未来の子どもたちのため、人口減少対策、町おこしの一環としても新校舎を建設してもらいたい
- ・設置場所がどこになるにしても、子どもたちが笑顔で通えるように考えてほしい
- ・アンケートの保護者別で見た場合、増穂中学校という意見がわずかだが多いので、このことを見てもらいたい
- ・もっと、子どもの意見や親の意見を吸い上げるように、検討してほしい
- ・色々な思惑が感じられ、増穂商業高校ありきではないかと感じている
- ・増穂商業高校になると、通学距離が長くなる子が多くなるので、子どもたちの利便性を考えてほしい
- ・生徒の分布を地図に落とし込み数値化するなど、精査して、配慮してもらいたい
- ・鰍沢地区の住民の参加が少なく、寂しい気持ちである
- ・数で比べるとどうしても増穂地区の意見が多くなり、鰍沢地区の意見が少なくなってしまう
- ・通学のこと気がなるので、徒歩・自転車・スクールバスなど、子どもの事を考えて、安全安心な通学を検討してもらいたい
- ・増穂商業高校がいいと思うが、増穂中学校でも仕方ないとも思う
- ・情報が出てこないなので、情報公開の場があったほうがいい
- ・新中学校の検討事項について、検討委員会で決めていくのもいいが、対話の場を設けて、生の声を聞いてほしい
- ・アンケートを見たが、地域によって意見に差がある

中学校の場所は自分の家から近いということだけではなく、全町的に判断していくことが町政のあり方だろうと思う

- ・対話集会だけで解決できるのか
- ・問題点等を洗い出して、どうやってハードに生かしていくかが重要
学校のコンセプトにあったハードを建設してほしい
- ・物事を決めていくのに、トップダウンで決めていくのはやめてほしい
- ・自立心をどうやって芽生えさせるかということについて、これまで以上に取り組んでもらいたい
- ・学校林や町有林の木を使って、身延町に負けないような、木造校舎を建設してほしい
- ・地域の木材加工業者などに発注して地域経済を活性化させてほしい
- ・高校への進学や子どものメンタル面が心配なので、不安を取り除けるようにしてもらいたい
- ・新校舎が完成してからの統合がいいと思う
- ・新しい校舎があるから、子どもたちは頑張れるのではないか
- ・新校舎の規模については、現状を考慮して建設してもらいた
- ・設置場所の決定理由が、数値によるものであればわかりやすいが、それを覆しての決定であれば、理由を丁寧に説明してほしい
- ・中学校や町民体育館などの事業の順序を、速やかにわかりやすくオープンにしてほしい

令和5年二十歳の誓いについて

○対象者数	男 69名 女 76名 計 145名 (R4.10.21現在)
	※本町に住民票がある平成14年4月2日～平成15年4月1日 生まれの方および町内小中学校卒業者
○日 時	令和5年1月7日(土) 13:00～(受付 12:30～13:00)
○場 所	はくばく文化ホール(ますほ文化ホール)
○主 催 者	富士川町・富士川町教育委員会・青少年育成富士川町民会議 二十歳の誓い実行委員会

○当日の日程

実行委員リハーサル	10:45～11:30
昼 食	リハーサル後(実行委員の弁当は用意します。)
受 付	12:30～

二十歳の誓い

- ① 開会行事 13:00～13:20 [スライドなど]
- ② 第1部 式 典 13:25～14:00
 - ① 開式のことば (教育長職務代理)
 - ② 君が代斉唱 ※楽曲演奏のみ
 - ③ 式 辞 (町 長)
 - ④ 来賓祝辞 (町議会議長)
 - ⑤ 来賓紹介・祝電披露
 - ⑥ 記念品贈呈 (教育長)
 - ⑦ 誓いのことば
 - ⑧ 町民憲章朗読
 - ⑨ 万歳三唱(門出を祝う拍手) (社会教育委員の会委員長)
 - ⑩ 閉式のことば (青少年育成町民会議会長)
- ③ 休 憩 14:00～14:10
- ④ 第2部 (案) 恩師のビデオレターなど 14:10～14:30
- ⑤ 記念写真撮影(男女別)
写真代3,000円(予定)持参 当日受付(写真組合)
- 終了予定 15:30

富士川町立図書館システム業務 プロポーザル審査結果報告

令和4年10月5日
富士川町立図書館システム導入等
業務委託プロポーザル審査委員会

1.はじめに

「富士川町立図書館システム業務プロポーザル」は、現在の富士川町民図書館から規模を拡大し、町内だけでなくより多くの方に利用していただけるよう蔵書や視聴覚資料なども増やし、また、サービスの利便性や図書館システムの安全な運用、図書館業務の作業効率のより一層の向上を図るため、新システムを導入します。そのため、高度な技術と発想力を有し、本町の考え方に柔軟に対応できる業者を選定することを目的として実施しました。

2.選定までの経過

- (1) 8月10日 第1回プロポーザル審査委員会
- (2) 8月19日 プロポーザル公告
- (3) 8月25日 質問書の受付期限
- (4) 8月31日 質問書の回答期限
- (5) 9月 6日 参加表明書の提出期限
- (6) 9月20日 企画提案書類等の提出期限
- (7) 9月30日 プレゼンテーション、デモンストレーション、ヒアリング審査
(第2回プロポーザル審査委員会)
- (8) 10月 5日 審査結果報告

3.業務名

業務名：富士川町立図書館システム業務

4.選定結果

審査委員会による審査の結果、次の業者を随意契約相手方候補として選定しました。

選定者：株式会社ワイ・シー・シー

参加表明提出業者	2者
辞退届提出業者	1者
企画提案提出業者	1者
プレゼンテーション等参加業者	1者

月 日	時 間	場 所	内 容
10月31日	10:00	本庁舎	臨時町議会
11月2日	9:30	教育文化会館	町内校長会
〃	19:00	はくばく文化ホール	富士川町教育と文化を語る会
4日	15:00	教育文化会館	総合教育会議
5日	15:00	ふじかわ分校	ふじかわ分校まつり
9～11日		鎌倉・東京・ディズニーランド	増穂小・南小合同修学旅行
9日	13:30	鯉沢中学校	学校ウェディング
13日	10:00		町体育功労者表彰式
16・17日	9～15:00	各学校	町内小中学校工事修繕箇所確認
18日			中学校統合内容ホームページ発表
22日	14:40	増穂南小	学校保健委員会
24日		県庁防災新館	山梨県放課後子ども教室検討委
25日	10:00	教育文化会館	定例教育委員会
27日	8:00	町民会館	富士川カップ将棋大会